○町県民税の課税計算方法

町県民税は、個人に広く均等に負担していただく均等割と、その方の所得に応じて負担していただく所得割とを合計して課税されます。

均等割	非課税の方を除いて一律に 町民税3,000円 県民税1,000円が課税されます。					
	前年(1月~12月)中の所得金額の合計額から所得控除額を差し引いた額に税率をかけて、算出します。					
所得割	① ② ③ ④ 所得割額 = {(所得金額 — 所得控除額) × 税率 } — 税額控除等					
	課税所得金額					

①所得金額

一般に収入金額から必要経費を差し引いて算定します。

給与所得や公的年金等の場合は、地方税法で定められた給与所得控除額、公的年金等控除額を差し引いて算定します。

②所得控除額

社会保険料控除、医療費控除、生命保険料控除、損害保険料控除、障害者控除、寡婦(寡夫)控除、勤労学生控除、 配偶者控除、配偶者特別控除、扶養控除、基礎控除等があります。(控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください。)

③税率

町民税	県民税
6%	4%





④税額控除

配当控除、調整控除、住宅借入金等特別控除、寄付金控除等があります。(控除額の詳細は、納税通知書をご覧ください)

○町県民税が課税される方

- ①平成22年1月1日現在、西原町に住所を有する方
- ②平成22年1月1日現在、西原町に事務所・事業所等を有する個人で、町内に住所を有しない方については、均等割のみ課税されます。

○町県民税が非課税のケース

均等割も所得割も課されない非課税の方は下記に該当する方です。

- 1. 生活保護法によって生活扶助を受けている方
- 2. 障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得金額が125万円以下の方
- ※所得28万円は、給与収入に 換算すると93万円になります。

3. 前年中の所得金額が 280,000円×(扶養人数+1人)+168,000円以下の方(被扶養者がいない場合は28万円以下の方)

お問い合わせ 総務部 税務課 町県民税係 ☎ 945-4729(内線141·142) FAX 946-6086

平成23年度 町県民税1期分の納期限は6月30日です。町税の納付は口座 振替を利用すると便利です。みんなで納めて豊かな西原町を築きましょう。

- ●町県民税は、前年の所得に対して課税される税です。
- ●延滞金の加算は、法定納期限内に納めた納税者との公平性を保つた
- ●滞納が続きますと預金差押等滞納処分をおこなう場合があります。
- ※当初納付書と督促状等で同一期の税金を、重複払いするケースが発生 しています。納付期限を過ぎて支払う際は注意しましょう。また、領収 書等はまとめて控えていてください。

科	組制	第一期	第二期	第三期	第四期
	町 県 民 税	6月30日	8月31日	10月31日	平成24年1月31日
	固定資産税	5月2日	8 月 1 日	12月27日	平成24年2月29日
	軽自動車税	5月31日			

~!!納期眼が過ぎたら、金融機関で払えません!!~

平成23年4月1日より、町税の全税目において、金融機関の窓口では納期限が過ぎた納付書での支払いができ なくなりました。納期限後にお支払する場合、税務課窓口で納付書を再発行する必要があります。やむを得ず期限 後納付をする方は税務課まで直接お越しいただくか、又は税務課までご連絡ください。引き続き、今年度も期限内 納付にご協力くださいますようよろしくお願いします。

お問い合わせ/総務部 税務課 徴収・収納係 ☎945-4729

町県民税納税通知の送付について

町県民税の納付が6月からはじまります。

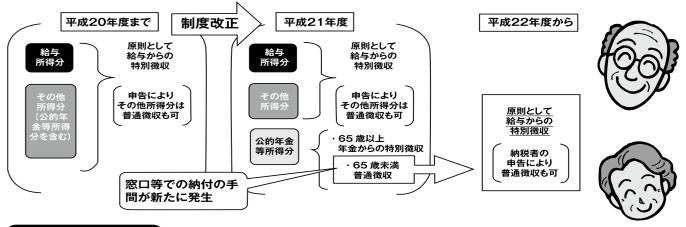
平成 21 年度より公的年金からの特別徴収(年金天引き) ガスタートしましたが、今回は年齢別による お支払いパターンと、町県民税の課税方法についてお知らせします。

65歳未満の方

○65 歳未満で公的年金等所得がある給与所得者の方へ(町県民税の給与からの引き落としについて)

平成 21 年度の税制改正により、65 歳以上の方の町県民税について、公的年金からの特別徴収(年金天引き)がスタートし ました。しかし、この改正により、65歳未満で公的年金等にかかる所得があり、給与から町県民税を特別徴収(給与引き落とし) されている方について、年金等所得分の町県民税を合算して給与より引き落としすることができなくなり、この分は普通徴収 (納付書や口座振替等) の方法で納付するという手間が新たに発生することになりました。

また、平成22年度税制改正により、この納付方法の見直しが行われ、65歳未満で公的年金等所得にかかる所得があり、給 与から町県民税を引き落としされている方については、年金等所得分の町県民税も合算して給与から引き落としすることにな りました。これにともない、確定申告で「自分で納付(普通徴収)」を選択していない方は、すべて給与から引き落とし(特別徴収) になりますので、ご了承ください。



65歳以上の方

○65 歳以上で公的年金等所得がある方へ(平成 23 年度の介護保険料が年金から引き落としされる方)

(例) 町県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

●これまでの納め方

納付書で納める(普通徴収)							
月 6月 8月 10月 1月							
税額	1万5千円	1万5千円	1万5千円	1万5千円			
算出方法	1/4	1/4	1/4	1/4			

年税額の1/4ずつ納付書で納めていただいていました。

●平成 23 年度の納め方

納付書で納める (普通徴収)			年金からの引き落とし (特別徴収)				
月 6月		8月	10月	12月	2月		
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円		
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6		

6月と8月は年税額の1/4ずつをこれまでどおり納付書等で納めていただ きます。10月・12月・2月は年税額の1/6 ずつを年金から天引きします。

○65 歳以上で公的年金等所得がある方へ(平成 22 年度後半より年金特徴対象者の方)

(例) 町県民税の年税額が6万円(年金所得のみ)の場合

●平成 22 年度の納め方

	付書で納る 普通徴収		年金からの引き落とし (特別徴収)			
月	6月	8月	10月	12月	2月	
税額	1万5千円	1万5千円	1万円	1万円	1万円	
算出方法	1/4	1/4	1/6	1/6	1/6	

6月と8月は年税額の1/4ずつを納付書等で納めていただき、 10月・12月・2月は年税額の1/6ずつを年金から天引きしました。

●平成 23 年度の納め方

			_				
年金からの引き落とし(特別徴収)							
月	仮徴収(前半)			本徴収(後半)			
	4月	6月	8月	10月	12月	2月	
税額	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	1万円	
算出方法	前年度2月と同じ額			22年度の	年税額の残り	Jの1/3ずつ	

4・6・8月は、前年度の2月の税額と同額を仮徴収します。 10月・12月・2月は、年税額から4月・6月・8月の税額を差し引 いた残りの税額を引き落とします。